

糸満市風景づくり計画改定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「糸満市風景づくり計画改定支援業務委託」に係る受託事業者となる候補者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 業務名 糸満市風景づくり計画改定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 21 日まで

3. 委託上限金額

二か年合計(予定額)	17,413,000	円以内	(消費税及び地方消費税を含む)
令和8年度(予定額)	9,064,000	円以内	(消費税及び地方消費税を含む)
令和9年度(予定額)	8,349,000	円以内	(消費税及び地方消費税を含む)

4. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 国又は地方公共団体から、それぞれの規定による指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条及び糸満市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 18 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (9) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。
- (10) 本業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (11) 過去 5 年間(令和 3 年度～令和 7 年度)において、地方公共団体が発注する「景観計画策定」に関する同種・類似業務(以下「同種・類似業務」という。)の受託実績を有すること。
- (12) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は(1)～(11)の資格要件を満たすとともに、構成員は、(1)～(10)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合は、同時に単独での参加はできない。

5. スケジュール

項目		期日等	
1	公募開始	令和8年5月13日(水)	
2	質疑書の締切	令和8年5月22日(金)	16時まで
3	質疑の回答公開	令和8年5月27日(水)	までに回答
4	参加申込書の提出	令和8年6月1日(月)	午前中まで
5	企画提案書等の提出	令和8年6月8日(月)	16時必着
6	一次審査結果の通知	令和8年6月12日(金)	
7	プレゼンテーションの審査	令和8年6月24日(水)	
8	二次審査結果の通知	令和8年6月26日(金)	までに通知
9	委託契約	令和8年6月30日(火)	予定

6. 応募方法

(1) 参加申込

- ① 申込期間 **令和8年5月13日～令和8年6月1日 12時まで**
- ② 提出書類 様式2
- ③ 提出方法 持参又は郵送 持参の場合、9時～16時(12時～13時は不可)
- ④ 提出場所 〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地
糸満市役所 3階 建設部 まちづくり課(担当: 亀山、新垣)
TEL:098-840-8141 FAX:098-992-5408

(2) 企画提案

- ① 提出期限 **令和8年6月8日(月) 16時 必着**
- ② 提出書類 次に掲げる書式等により提案すること

提出書類		様式等
1	会社概要	様式3
2	受託業務実績	様式4 任意可
3	企画提案書	様式5
4	見積書	様式6 任意可
5	業務執行体制	様式7 任意可
6	配置予定技術者(主任技術者)経歴等	任意
7	登記事項証明書	3ヶ月以内に発行されたものの写し
8	納税証明書	国税及び地方税の未納のない証明書
9	誓約書	様式8
10	法人の財務状況に関する書類	収益計算書、貸借対照表、法定監査を受けた場合の監査報告書(直近3年分)
11	共同企業体構成員表	様式9 (複数の企業で申込の場合)

- ③ 上記「②提出書類」の順に綴り、様式ごとにインデックスを貼り付けること。
- ④ フラットファイル等で綴り、背表紙及び表紙に業務名及び事業者名を表示すること。
- ⑤ 提出方法及び提出場所について、上記参照
- ⑥ 正本1部、副本7部の計8部を提出すること。

7. 質疑書の受付及び回答

(1) 質疑書の受付

- ①提出書類 質問書(様式1)
- ②提出期限 **令和8年5月22日(金)**
- ③提出方法 電子メールにて提出
- ④宛 先 machidukuri-keikaku@city.itoman.lg.jp(係代表)
(両方へ送信) m.arakaki-5a@city.itoman.lg.jp(新垣)

(2) 質疑に関する回答

- ①令和8年5月27日(水)16時までにホームページへ公表する。

8. 審査基準及び審査方法

(1) 一次審査

企画提案書及びその他の提出資料について、事務局が一次審査を行い、結果を全応募者に対して通知する。

(2) 二次審査の審査評価手法

糸満市風景づくり計画改定支援業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、審査基準に基づき審査(企画提案書、プレゼンテーション、質疑等)を行い、優先候補者の順位を決定する。

(3) プレゼンテーション審査(二次審査)

- ①日時 **令和8年6月24日(水)**
- ②会場 糸満市役所3階 3-b会議室

(4) プレゼンテーション実施方法

- ①1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を35分(説明20分、質疑15分)とする。
- ②1事業者につき、最大3名までの入室を認める。業務責任者は必ず参加させること。
- ③プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこととする。
- ④プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

(5) 審査基準(100点満点)

本事業の目的を実現する上で必要な事項を評価項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から審査する。

	評価項目	点数
会社の実績等(5点)	実績(同種・類似業務)	5点
企画力(70点)	業務全般に対する理解度	15点
	提案内容及び分析手法	15点
	具体的かつ実現可能性	15点
	提案が独自性でほかがない	15点
	評価手法やKPI設定等の進捗管理方法	10点
業務体制(20点)	業務を遂行するうえでの確な体制及び管理手法	20点
妥当性(5点)	見積金額に節減努力など	5点

9. 選定方法

企画提案書等の他、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に評価を行い、以下のとおり優先候補者を選定する。

- (1) 評価項目は、選定基準表によるものとし、最低基準点を超えた者のうち、委員毎に合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を優先候補者とし、2番目に第1位と採点した委員を多く獲得した者を次点者として選定する。第1位が同数の場合は、第2位以降について同様の判断を繰り返し行う。
- (2) 最低基準点は、60点×委員数(審査当日)とする。
- (3) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は優先候補者とする。

10. 審査結果の通知

一次審査の結果は、全応募者に対して令和8年6月12日までに電話及びメールにて通知する。また、二次審査の結果は、プレゼンテーションを実施し、優先候補者と次点候補者を決定した後、令和8年6月26日までに各提案事業者に対して文書にて通知する。

優先候補者、次点候補者については、名称をホームページに掲載する。審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとする。

11. 受託事業者の決定及び契約

優先候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

12. 注意事項

受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。

13. 提案の無効に関する事項

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 1つの事業者が複数提案したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) その他本件企画提案に関する条件に違反したとき。

14. その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (4) 優先事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

15. 問い合わせ先

〒901-0392

糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所3階

建設部 まちづくり課(担当: 亀山、新垣)

TEL: 098-840-8141 FAX: 098-992-5408

Eメール machidukuri-keikaku@city.itoman.lg.jp(係代表)

m.arakaki-5a@city.itoman.lg.jp(新垣)